



草ク発第 1334 号  
平成20年11月28日

草津市廃棄物減量等推進審議会  
会長 天野 耕二 様

草津市長 橋川



草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条の2第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

### 記

#### 1. 諒問事項

草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基本的事項について

#### 2. 諒問の趣旨

草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、本市が一般廃棄物を適正に処理するための施策、事業の基本方針を示したもので、現在の計画は、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年次とする10ヵ年計画です。

本市は、この処理基本計画に従って廃棄物行政を進めてきましたが、この間、廃棄物行政をめぐっては、ごみの発生量の高水準での推移、リユース・リサイクルの停滞、ごみ処理コストの増加、不法投棄の増加など様々な問題が顕在化し、早急な対策が必要となってきております。

このような状況に対応するために、国においては、循環型社会基本計画の策定や廃棄物処理法の基本方針の改定が行われ、県においても第二次滋賀県廃棄物処理計画が策定されるなど、循環型社会の構築に向けた取組みが積極的に推進されています。

本市においてもこれらの国、県の計画を踏まえ、更なる循環型社会の構築に向け、現状の課題への対応など、新たな視点による取組が必要となってきたことや現処理計画がまもなく目標年次を迎えることから次期処理計画の策定が必要となっていました。

つきましては、新たな処理基本計画の策定にあたり、基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性等の基本的事項について御意見をいただきたく諮問するものです。